

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第31回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	平成30年10月9日（火）午後6時25分～午後8時11分	
開催場所	小金井市役所本庁舎第一会議室	
出席者	委員	出席委員 4人 委員長 中村 孝文 委員 副委員長 菅原 温子 委員 委員 伊藤 茂男 委員 唐澤 寛 委員 欠席委員 1人 曾根 隆寛 委員
	担当課	生涯学習部長 藤本 裕 生涯学習課長 関 次郎 生涯学習課生涯学習係長 小堀 久美子
	事務局	企画政策課長 梅原 啓太郎 企画政策課企画政策係主任 金原 真紀子
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 平成30年度 諮問第2号 小金井市立清里山荘の指定管理者の候補者の選定について 3 その他 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第31回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成30年10月9日(火) 午後6時25分～午後8時11分

場 所 第一会議室

出席委員 4人

委員長 中村孝文 委員

副委員長 菅原温子 委員

伊藤茂男 委員 唐澤 寛 委員

欠席委員 1人

曾根隆寛 委員

担当課職員

生涯学習部長 藤本 裕

生涯学習課長 関 次郎

生涯学習課生涯学習係長 小堀 久美子

事務局職員

企画政策課長 梅原 啓太郎

企画政策課企画政策係主任 金原 真紀子

(午後6時25分開会)

◎委員長 それでは、今日の会議を開会いたしたいと思います。皆さん、今日は遅い時間ありがとうございます。

ただいまから、第31回小金井市指定管理者選定委員会を開催したいと思います。

なお、本日は曾根委員から欠席の連絡が入っております。

定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項に、半数以上で成立すると定められております。本日は、5人中4人の出席でございますので、会議が成立しているということを、まず御報告申し上げます。

それでは、議題に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の進行等について、御説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、本日の進行等について、御説明をさせていただきます。

まず、本日の資料について確認をさせていただきます。

本日、机の上に配布しております資料は、本日の次第の1点でございます。そのほか、御持

参いただきました資料として、青いファイルにつづられております、審査資料一式、それから評点票がございます。計3点の資料となりますが、資料の過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

◎委員長 よろしいですか。

◎梅原企画政策課長 それでは、本日は小金井市立清里山荘の指定管理者の候補者の選定についての諮問を受け、書類審査による1次審査を行います。

選考についてでございますが、前回の本委員会では、第1次審査の段階で選考候補者数を3者までに絞ることについて了承いただいたところでございますが、本案件の応募者が1者だったことから、まず、この第1次審査を通過する基準について御協議をいただきたいと思っております。

その後、応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載がないことを御確認いただきます。

その後、評点項目の5つの大項目ごとに、不明な点などを質疑いたしまして、各委員それぞれで最終評点を行っていただき、その集約結果をもって通過基準を上回るかどうかを判断することとなります。

なお、この1者が基準に満たなかった場合には、今回の結果通知に記載する不選定の理由について御協議をいただき、後日、再公募する運びとなります。

説明は以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。事務局の説明は以上で終了いたしました。何か質疑はございますでしょうか。

◎委員 応募者が1者ということなんですけれども、これは何か理由とかあるんですか。

◎関生涯学習課長 今回、1者というところで、正直いうと担当としましても、想定はしてございませんでした。応募期間とか、一定、期間を少し長目にするなど、お盆をちょうど挟んだ時期だったので、なるべくそういったところの影響がないような形では広報を努めたところではあったんですけれども、結果、1者というところは、今まで多分なかったことだと思います。担当としては重く受けとめているところでございます。

◎委員 今、小金井市では、包括外部監査には入っていないと思うんですけれども、私は会計士協会の地方公共団体、公会計協議会というところの、地方公共団体の会計・監査部会という部会員として研修を受けているんですが、それで見ると、指定管理制度を含む業務委託ということが監査領域になっていて、そこで適切な競争状況が確保されているかということがチェック項目になっているんです。そこをチェックしなさいというのは教科書に書いてあるんですよ。そこで今回、1者ということが、前もこうだったのか、たまたま今回こうだったのか、包括外部監査人はいないので別にいいんですけれども、例えば、調布とかも今、入れているんですよ。そうすると、この委員会で1者で選定をやるということになってしまうと、競争状況が働いていなくて、実質、随意契約になってしまうみたいなことを書かれるかなという。もし入ったとしたらです。そこら辺を考えると、今回たまたま1者ということなのか、5年前は

どうだったのかとか、確認しておいたほうがいいかなと思うんです。そうしないと我々の委員自体も1者でそのまま通りましたという話になってしまうと、存在意義がどうだという話にもなりかねないので。

◎委員 一応、ちょっと会議録を見まして、今回、4回目なんですけれども、平成18年の9月から指定管理者制度を導入しております、3月の段階で現地説明会をやって、9者が来て、応募が5者でした。1回目。2回目については、平成20年11月に、現地説明会に5者が来て、応募が5者でした。前回、25年の10月に現地説明会に11者が来て、応募が4者ということで、1者しかないというのは、清里山荘については初めてです。ただ、ほかの施設についても、指定管理者制度を導入しておりますので、ひょっとすると1者しか来なかった例があるかもしれませんが、清里について調べたところ、過去には例がないということです。

あと、1者しかこない競争が働かないので、どうなのかという部分については、応募要項の中にもう少し説明をしておいたほうがいいのかなとは思っています。ですから、1者でも審査をして、基準を満たしていなければ、当然、審査に落ちて、基準を満たしていれば合格しますよみたいなことで、要項の中に入れておいたほうがいいんじゃないかとは思っています。

それと、プロポーザルのマニュアルを管財課のほうで多分作っていたと思うんですけれども、そのマニュアルの中に、何かそういう、1者しか来ないようなときにどうするみたいなことが、多分、書いていなかったような気がするんですけど、あったのかどうか、もし分かれば教えていただきたいと思っています。

◎関生涯学習課長 1者の場合については、募集要項等については、確かに記載してございません。過去の例等を見る限り、1者というのは、清里については確かに記載がなかったかなと思っています。プロポーザルの、管財課の出しているマニュアル等については、ちょっと記載があったかどうかは確認はしてみたいと思うんですけれども、従前、1者の場合についての対応ということにつきましては、特段、ずっと記載をしてこなかったと。募集要項等ではしてこなかったというところがございます。

◎委員長 今年、説明会の仕方を変えたということはあるんですか。今年、従来とは募集の仕方とか説明の仕方を変えたというものはあるんですか。

◎関生涯学習課長 現地説明会も含めて、告知のタイミングというのは従前と変わらずです。ただ、先ほど申し上げたとおりに、ちょっと今回、お盆期間を挟んだということもあるので、少し期間を長目にとったというのはありますけれども、市報の募集は8月1日号で募集しまして、現地説明会を8月20日に行っております。ただ、それ以外につきましては、やり方等につきましては、前回にならってという形で行ったところがございます。

◎委員 説明会に何者来たんですか。

◎関生涯学習課長 8月20日に行いまして、2者参りました。

◎藤本生涯学習部長 契約、プロポーザルの関係ですが、市で行う契約については、基本的に今は電子入札になっておりますので、相手が何者入っているかがわからないという条件の中で、

1者でも競争原理が働くという考え方があります。そのほかには、総合評価方式というのは、あくまでもやはり2者以上というのが基準になって、最初からそれを明記して告示をしているという例があります。ほかのプロポーザルを主にやっているところでは、たしか1者でも、相手がどこが入っているかということが相手に分かっていないので、1者の場合もプロポーザルは選定しているというケースがよくあったかなと思っています。あくまでも、1者でも相手が入るのか、応札するというか、参加するのか、しないのかということは相手に分からないという条件のもと、1者でも競争は成立するんだということで、プロポーザルのガイドラインも示していると認識しているところです。

◎委員長 そういう御説明いただきましたが、この件、よろしいでしょうか。

それでは、本日の事務局のほうから説明がありました流れですが、この流れで進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、そのように決定いたしたいと思います。

それでは、本日の審議に当たりまして、教育委員会から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎藤本生涯学習部長 本来でございましたら、教育委員会を代表します教育長のほうから諮問をさせていただくところですが、あいにく別の公務のため、私のほうから諮問をさせていただきます。

小教生発第227号
平成30年10月9日

小金井市指定管理者選定委員会
委員長 中村 孝文 様

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

- 1 平成30年度諮問第2号 小金井市立清里山荘の指定管理者の候補者の選定について
添付資料

(1) 応募した1者の申請書類一式

以上です。よろしく御審議の上、選定いただきますよう、よろしく申し上げます。

◎委員長 それでは、ただいま、教育委員会から1件の諮問をいただきました。

なお、本日は説明のため、担当職員に出席をいただいておりますので、事務局のほうから紹介をお願いしたいと思います。

◎藤本生涯学習部長 初めに、私、生涯学習部長の藤本と申します。どうぞよろしくお願いたします。

次に、生涯学習課長の関でございます。

◎関生涯学習課長 関でございます。よろしくお願いたします。

◎藤本生涯学習部長 続きまして、生涯学習課生涯学習係長の小堀です。

◎小堀生涯学習係長 小堀です。よろしくお願いたします。

◎藤本生涯学習部長 以上で、担当課職員の紹介を終わります。

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま諮問いただきました、「平成30年度 諮問第2号 小金井市立清里山荘の指定管理者の候補者の選定について」を議題にしたいと思えます。

初めに、この間の経緯につきまして、担当課から、簡潔に説明をお願いいたします。

◎関生涯学習課長 それでは、諮問第2号、小金井市立清里山荘のこれまでの経過につきまして、概略でございますが、御説明させていただきます。

平成30年7月25日に開催されました、第30回小金井市指定管理者選定委員会におきまして、平成30年度諮問第1号により、公募について諮問して、審議いただきまして、7月30日付で答申をいただきました。

その後、7月31日付で小教告示第11号によりまして、告示をいたしまして、8月1日号の市報及びホームページで清里山荘の指定管理者の募集の記事を掲載したところでございます。

その後、8月20日に山梨県北杜市の現地において現地説明会を開催し、2者の参加がございました。募集要項についての説明をさせていただいた後、現場を案内いたしました。

その後、8月29日を期限といたしまして、電子メールまたはファクシミリによる質問を受け付けまして、9月4日からホームページ上にその質問に対する回答を掲載いたしました。

その翌日の9月5日から9月12日の間で応募を受け付けまして、結果として1者からの申請を受け付けたという状況でございます。

広報から現地説明会までの期間等につきましては、お盆の時期を挟むことを考慮し、先ほど説明したところなんです。前回より長めには設定したところではございますが、今回、結果としては申請が1者のみとなったという状況でございます。

次に、申請書類の確認でございます。申請書類としましては、大きく10点ございます。まず、指定管理者指定申請書、それから、欠格役員不存在誓約書、登記事項証明書、こちらについては、応募申込日前3か月以内に発行されたものであるものを確認しておりまして、不備はなかったという状況でございます。

それから、4点目といたしまして、納税証明書等ということで、申請書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税を証する書面について確認してございます。

5点目、申請者の概要が分かる書類。

6点目、定款、寄附行為、規約又はそれらに相当するもの。

7点目、指定管理者指定申請書を提出する日の属する年度の団体の事業計画書及び前年度の事業報告書。

そして8点目の決算報告書についてですが、こちらは、直近3事業年度分で、決算後6か月以上経過する場合は、その後の試算表も添付されていることとなっております。今回、応募された事業者につきましては、該当期間内に決算年度の変更がございまして、それまで、6月1日から翌5月31日までとしていた決算年度を、第46期から終わりを翌3月31日までに変更した関係で、第46期につきましては、平成27年6月1日から翌28年3月31日までとなっております。その後の第47期、48期につきましては、4月1日から翌3月31日までとなっていることを御報告させていただきます。

続きまして、9点目といたしまして、管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務内容、配置図。こちらにつきましては、正社員、契約社員、常勤、非常勤の別も分かるようにということでしたが、提出書類に直接は記入されていなかったため、窓口で聞き取りを行いました。別に送付させていただいた、清里山荘指定管理者応募者提出書類一覧の(9)に記入させていただいております。

最後、10点目といたしまして、指定管理事業計画書、提案書ということで、運営する上での基本的な考えと、その方針を示したものと、指定管理期間5年分の年度別収支予算書を確認したところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。以上の説明でよろしゅうございますか。質疑がないようでしたら、先ほど決定いたしましたとおり、第1次審査を通過する基準について協議をしたいと思います。

それでは、担当課から、この点について、説明をお願いいたします。

◎関生涯学習課長 それでは、1次審査通過基準について、説明させていただきます。お手元でございます評点票を御覧いただきたいと思います。

基準は、まず2つございまして、1点目は、委員の皆さんの得点を合計した総得点が6割以上であることです。つまり評点票の合計は、委員1名につき100点満点となりますので、本日出席の委員が4名でございますので、合計が400点満点となります。そのため、4名の委員の皆さんの得点を合計した得点が、6割ということで、240点以上の場合、基準を満たしたこととなります。

また、もう1点は、小項目が全部で20項目ございまして、その1項目ごとの委員の皆さんの得点の合計が4割以上であること。つまり各小項目が、1名につき5点満点となりますので、委員4名で20点満点となり、委員の皆さんの得点を合計した得点が、4割以上ですので、8点以上の場合、基準を満たしたことになります。

要はこの2点、この2つの条件を両方クリアした場合に、1次審査を通過したということとしたいと、事務局としては思っております。

説明につきましては、以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。

合計点の6割、それから、小項目が4割以上という基準になりますが、何か御質問ございませんでしょうか。

◎委員 総得点の6割以上については、まあ、いいかなと思うんですけども、最低基準のほうなんですけれども、各項目の1から20まであるのが、4割以上というのではなくて、例えばなんですけど、中項目ごとに4割以上というふうにしたらどうかと思います。今回、会議録を読み直した段階で、平成18年ごろに、全体では6割超えているかもしれないけども、一つ一つとったときに、基準より低いところがあって、最低制限の点数を設けたらどうかというふうな質問があったかと思imasので。また今回、1者しかないということでネットで調べてみたところ、横浜市さんの例があって、その中で、項目をまとめた形で最低基準点を定めているものもありました。

◎委員長 そうすると小項目の1から20まで、それぞれ4割ではなくて、今、中項目とおっしゃいましたけど、1から5までの、それぞれの中項目の4割、こういうふうにしたらどうかという提案でございますが、いかがでしょうか。

◎委員 根拠はないんですけどね、特段。

◎委員長 特段根拠はないけれども、横浜市がそういう例があるということですね。

◎委員 今、■■■■委員がおっしゃられたことについてですけど、私もそれを伺って、確かにそうだなと、ちょっと思いました。例えば、20項目の中で、たった1項目でも4割をとれていなければ、そこで切られてしまうと。ちょっとあまりにも厳し過ぎるのかなという気がします。この後、またいろいろ収支の見込みなどの話をしていく中で、若干数値に、どうなっているんだろうという、ちょっと分からない点があったりします。そうすると、どうしてもそこはいい点数はつけられないような状態だと思うんです。そうすると、それだけのために、やっぱり切ってしまうというのは厳し過ぎるのではないかなと感じました。

◎委員長 ありがとうございます。各小項目1つでも4割を満たないと却下されてしまうので、中項目でやったらどうかと、こういう提案ですが、いかがいたしましょうか。

◎委員 これまでは、最低基準というのは、多分、作っていないんですよ。ですから、前回ですと、4者応募があって、多分、3者にするために、点数の多いところから3者をとったというふうに思いますので、最低基準について特に前回までは決めていなかったと思います。

◎委員長 では、ここで最低基準を決めるということにしますが、小項目で4割なのか、中項目で4割なのかという、そういうことになるかと思うんですが、■■■■委員のほうからそれを支持するという意見が出されております。いかがでしょうか。

◎委員 私もそれでいいと思います。

◎委員長 それでは、委員の意見が、中項目、つまり1、2、3、4、5について、それぞれについて4割以上を基準とすることで決定したいと思います。

それでは、1次審査の通過基準につきましては、全体で6割以上、かつ、中項目5つそれぞれが4割以上ということで決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。では、そのように決定したいと思います。

次に、先ほど担当課から説明がありましたように、応募がありました1者について、書類の不備はございませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載もございません。

この点について、何か御質問があればお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上のことから、応募書類の不備がないことの確認はできたということで、これから第1次審査に進みたいと思います。

なお、欠格役員不存在誓約書については、他の書面でそのことを担保することが困難でありますので、第2次審査において、委員長である私のほうから再度口頭で確認をしたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

では、第1次審査の質疑を行いたいと思います。

まず、審査基準にございます大項目1、先ほどの言葉で言いますと中項目ということになるのでしょうか、適正な管理運営の確保についてです。この点で何か御質問があればお願いしたいと思います。

◎委員 特にありません。

◎委員長 特によろしいですか。

それでは、次に、同じく中項目の2ですが、事業者の現状と実績について、この点はいかがでしょうか。

◎委員 財務諸表等を見たときに、何か自己資本比率が低いだとか、借入金がいっぱいあって返済するのが大変だみたいなことが数字的に分かるようなことがあるのでしょうか。ちょっと私は分からないので。

◎委員 私がちょっと拝見する限りは、そんなに、借入金が多くて大変だとか、そういうふうにはちょっと思えないんですね。順調に借入金も、長期借入金のほうも減って、返済されているようですし、流動比率もまあまあありますし、そこまで経営状態が不安になるようなほどではないのではないかと思います。

◎委員長 ありがとうございます。

◎委員 安心しました。

◎委員 ■■■委員の言われたとおりだと思うんですけども、ちょっと気になるのが、貸借対照表の固定資産のところで「投資その他の資産」に長期貸付金がありまして、2,836万2,000円。これは何を貸し付けているか分かりますか。役員貸付金ですかね。

◎委員 そうですね、これはちょっと気になりますね。

◎委員 ちょっとこういうところは目につくというか。全体の数字という点からは問題ないですけど、役員貸付金だとするとどういう内容のものなのかというところは、引っかかる場所です。

◎関生涯学習課長 すいません、現時点ではちょっと詳細が分かりません。

◎委員 今、■■■■委員がおっしゃっていただいたとおり、私もちょっとここは気になる場所で、若干増えてきているので、過去に何かあって貸し付けてそのままという状態ではないみたいなんです。なので、やっぱり業種的に、人にお金を貸すような業種ではないと思うので、ちょっとそこは確認してもらったほうがいいのかという気はしますね。

◎委員長 その点を2次までに確認をしていただくということで。

◎藤本生涯学習部長 今言われた長期貸付金のところです。これが各年度によって増えたりとかしているところで、この理由については会社のほうに確認してみたいと思いますので、それは2次審査のときに御報告したいと思います。

◎委員長 はい、そうしてください。お願いします。それでは、ほかにはいかがでしょうか。

◎委員 障がい者の雇用というところで、このページの黄色のところ、うちは障がい者を基準値よりも多くやっていますというのがあって、指定管理の中では、これは多いほうの数字なんでしょうか。23ページの(3)ですね。

◎委員長 例えば現在の運営会社と比べてどうかということですが、障がい者の雇用です。

◎関生涯学習課長 いわゆる法定雇用率につきましては、現会社との比較ということで、すいません、そこが多いか少ないかはちょっと捉えていません。ただ、各会社が法定雇用率で決められている2%は超えているというところは、そこは重要な点だと思ってございますので、そこは最低だと思っています。そういった面で、ここはクリアできているところだと思います。

◎委員長 一応、基準は超えていると。

◎委員 はい、そうですね。ありがとうございます。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の項目に移ってよろしいでしょうか。

それでは、次はサービスの向上についてになりますが、この点の質疑をお願いいたします。

はい、どうぞ。

◎委員 この法人が言ってきている4ページ目のところで、利用拡大のための事業計画というところで、季節と自然の魅力を生かす自主事業の充実という項目の中で、4番目、季節の魅力、自然の魅力のバスツアーの充実、ここはバス会社と連携、協力ということなんですけど、これは今もやられていることなんでしょうか。それとも、今はやられていないんでしょうか。

◎小堀生涯学習係長 バスツアーにつきましては、例年ずっとやっていたんですけども、昨年、平成29年度に予定していた4回程度のバスツアーは全部、最低人数に足りなくて中止になりました。

それとは別に、同じ小金井市発着ではあるんですけども、夏と冬に自然体験教室という、青少年向けの、小学生から中学生のお子さんが参加するツアーは好評いただいておりました、そちらのほうは年2回実施できておりました、そういった状況を考慮し、今年度、バスツアーは1回だけ予定しておりました、それ以外は現地に行った方に向けたアプローチというか、いろんな企画、リンゴ狩りの企画等を今年度に関しては重視しています。今までもバスツアーをやってはいましたが、参加者が集まらなかったことでだんだん回数が減っております。

◎委員 すいません、それで、やっていたけど人数が減ったというのは、何か広報の仕方は、これは業者にお任せということになるのでしょうか。それとも、例えば市のホームページで募集をかけたり、市報であったりとか、そういうことはあるのでしょうか。

◎小堀生涯学習係長 市のホームページの中にも清里山荘というバナーがありまして、そこで見るとも可能ですし、毎回市報のほうにも清里山荘のバスツアーということで記載させていただいておまして、ただ、山梨県というお隣のわりには金額がちょっと高いのではないかという声を聞くこともあります。日帰りと1日の差はあるんですけど、このあたりの発着で日帰りだと1万円を超えないツアーとかも多くありまして、今回も市内の方は1万5,000円のバスツアーなんですけど、その金額が一般的なバスツアーと比べてちょっと高いのでという声は聞いているんですけど、それを指定管理の方に話すと、これ以上は下げることが難しいという話でした。

◎委員 これは食事がついて、泊まりで。

◎小堀生涯学習係長 そうですね、トータルの金額です。

◎委員 送迎があるということですね。

◎小堀生涯学習係長 はい、そうです。

◎委員長 民間との競争に負けているということですね。

◎委員 そうですね。

◎委員長 広報の仕方を変えたというようなことはないんですかね。

◎小堀生涯学習係長 そうですね。今までしていた広報をしなくなったとか、そういうことはないです。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

◎委員 29年度の利用者の実績が6,848人ということで、前回、どうして減っているのかとお聞きしたところ、林間学校について3泊4日だったのが2泊3日になって、そこで1,000人ぐらい減りましたというのと、清里自体がちょっと寂れてきたのではないかという御説明がありました。

今回の提案書を見ますと、平成35年について利用者を1万人にするという計画になっておりました、どうなのかというところがあるんですけども、31年度については8,200人にするという部分は、伸び率からいくとできない数字ではないと思うんですけども、もう一度確認なんですけど、28年度から林間学校が2泊3日になったことが原因で減って、ほかに清里

が寂れたという理由以外で、何か減った要因はないのでしょうか。

◎**関生涯学習課長** 減ってきた要因というのは、やっぱりさまざま指摘されているところがありまして、指定管理者がかわったことによる影響とか、そういったことも含めてあるのかとは一定検討したところではあるんですが、ちょっと同じ答えにはなるんですけど、林間学校の宿泊数が変わったということと、やはり清里ブランドというんですか、それが落ちていると言ったらいけないのかな、昔で言うと憧れというところが少し、寂れたという言い方をしちゃっていいのかはあれなんですけれども、その2つは大きいのかと思って、その他の要因は、細かい積み重ねの原因があるのかもしれないんですけど、今捉えているものとしてはやっぱりその2つなのかとは思っています。

◎**委員** そうすると、今回、提案の中で利用者の数が最終的には1万人になっていまして、その根拠がなかなか見つけにくいところがあって、そうすると点数をつけるときにかなり難しい部分が出てくるんですけども、それは提案に任せるしかないということになるんでしょうかね。

◎**委員長** 外部要因が大きいですからね。

◎**委員** ちょっと難しいですね。

◎**委員** 実現可能かというところですね。

◎**委員長** 清里ブランドが復活してくれることを祈る以外にはないのかなと。

◎**委員** そうですね。

◎**委員** 今のお話にあったように、要は今までと同じ内容のことをやっているだけでは多分変わらないんじゃないかと思うんですね。

ちょっと私のほうの不勉強で申し訳ないんですけども、今回この業者が提案してきた事業企画の中で今までと違うものがあるのか。それとも結局は、先ほどのバスツアーも今までもやっていたとなると、ますます、同じことをやっても1万人というのは到底達成できないんじゃないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

◎**委員長** 従来と特に違う提案というのはあるんですか。

◎**関生涯学習課長** 私が受けた感じとして、広く生涯学習施設というところで、例えば高齢者のスポーツに関連する整備だとか、わりあい範囲を広げていくイメージを持ちました。

あとは、やっぱり告知についても、これはさんざん指摘されているところではあるんですけども、大口の、例えば市内の大学だとか、そういった告知、周知、宣伝というのを、もしかしたら今までの提案であったかもしれませんが、そこはうたっているところもありますので、これまでの経験とか、そういったものを踏まえてされているのかとは思っています。対象拡大という言い方はちょっと語弊があるかもしれないんですけども、より幅広い世代で使えるような仕組み作りをうたわれている印象は受けました。

◎**小堀生涯学習係長** 計画の10の①の4ページなんですけれども、一番上のところに施設利用拡大のための事業企画と書いてありまして、今やっていないことで書かれていることは何か

を1つずつ確認していったんですけれども、例えば上から5行目、清里の近隣文化スポーツ施設等と割引券等の優待利用の交渉具体化ということで、今は1つだけ、スキー場と業者とが直接交渉して、一番安くなる割引券があると言っていたんですけれども、それ以外はいろんな地域の業者さんがくれたものを置いているということだったんですけど、ここに書かれているのを見ると、多分それをもうちょっと拡大して、割引券とか優待とかを、清里に泊まった人に向けた交渉をすると書いてあるので、これまでよりも幅広くやりたいということを書かれているんじゃないかと思うんです。

それと同じページの大きな表の2番目の表、スポーツや各種交流事業の活動団体と連携と左側に書いてありまして、真ん中あたりなんですけど、スポーツクラブや青少年の活動団体と協力関係を作りながら、合宿利用やスポーツ交流事業の開発、次に、リタイア後の高齢者対象のスポーツ愛好団体と連携し、施設利用による意欲的なツアー企画。この2つにつきましては、今も毎年使ってくださっている青少年団体はあるんですけれども、ここに書かれているのを見ると、青少年団体を含め合宿等の利用、体育館もありますので、そういったことを企画したいと書かれていまして、このあたりは今までなかったことだと思います。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。

◎委員 ちょっと分からないので教えていただきたいんですけど、10番の「事業計画が施設の設置目的にかなっており、内容が適切であること」と書いてあるんですけれども、施設の設置目的というのは市が決めるんですよね。目的はどういうものなんでしょうか。

◎関生涯学習課長 そもそも清里少年自然の家は条例設置でございまして、設置の目的としまして、自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図るためというところで清里少年自然の家を設置するというので、事業としては事業名を挙げて、例えば自然観察教室だとかハイキングだとかいった設置目的に合った事業をしていくというのが、そもそもの清里山荘の目的としてあります。これは条例で書かれているところです。

◎委員 それがここに書いているわけですね。

◎関生涯学習課長 そうです。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。次の項目に移ってよろしいですか。

それでは、4つ目ですが、効率的な運営について、この点で質疑はございますでしょうか。

◎委員 提出いただいている10の②の指定管理者事業計画書の年度別収支予算書のところの数字が若干計算根拠が分からないことがありまして、この辺をどのように事業者のほうに問い合わせをすればいいのかということが分かりかねます。といいますのは、一つ一つの計算の根拠が右側に書いてあるんですけど、その数字の計算したものと左側に書いてある金額が合致しなかったりですとか、それから、欄外に書いてある計算の仕方のところの数字の根拠がちょっと分かりかねたりですとか、その辺はいかがしたらよろしいでしょうか。

◎小堀生涯学習係長 書類を提出していただいたときに、消費税の計算を31年9月以降1

0%にさせていただいていますかということを確認しまして、そのときにそうしています。ただ、いきなり10%という形で計算するのが難しいので、もともと計算している金額を一度8%割り返しして、それから10%税率を加えていますとおっしゃられていました。ただし31年度については、欄外の記載のとおり全体の金額のうちの58%が8%分の対象、残り42%が8%で割り返しして10%分で計算し直したという説明を受けました。

◎委員長 その数式がこの下にあるものになるんですか。

◎小堀生涯学習係長 そうですね。それ以降も全部そういう形で、まずは消費税8%で計算したものを一度割り返しして、10%に変換しましたということをおっしゃられていました。例えば、1,566という数字は税8%を乗せた額ですということです。

◎委員 そうした方法で計算した数字ということなんですね。分かりました。ありがとうございます。もともとこれは8%の計算ですと。それをこの下の計算式でやっていますということなんですね。

◎委員 今の■■■■委員と同じような質問なんですけれども、そうすると、次のページの平成32年度の支出の2番の事務費の内訳のところなど、いくつか数字の整合がとれていない部分があるように思います。

◎委員長 ありがとうございます。そういう指摘なんですけど、これはやはり先ほどと同じように2次審査までに確認をいただく必要があるかと思います。

◎藤本生涯学習部長 これも先ほどと同じように、事業者に正確な数字というところでもう一度確認した上で再度御報告を差し上げたいと考えています。

◎委員長 お願いします。そのような手順でよろしいでしょうか。ほかにはございますか。

◎委員 ちょっと分からないのでお聞きしたいんですけど、市役所のほうで収支が大体とんとんになるようにとかいう指導されているんでしょうか。それともそういうことはなくて、利益出していいのかという話ですけど、その辺はどうなんですか。

◎関生涯学習課長 収支で、今、とんとんというような言い方の指導というか、そういう形では特にはないです。

◎藤本生涯学習部長 利益も見積もった上での全体の指定管理料ということになると思います。

◎委員 そうですね。それは指定管理者が利潤としてもらっていいと、利益が出た場合そういうことですか。

◎藤本生涯学習部長 はい。

◎委員 そうすると、効率的な運営というのは市としてはやってほしいということですか。

◎藤本生涯学習部長 はい。

◎委員 分かりました。

◎委員 今の■■■■委員のお話でちょっと思ったんですけど、指定管理料は予算で見積もってこのように出してきて、経費削減すると利益が出ますとなったときに、指定管理料は減らす方向になるんでしたっけ。

◎藤本生涯学習部長 基本的には指定管理料というのは定額で決めているんですけども、契約というか、指定管理の協定の中で、逆に利益がある程度以上あった場合には、その扱いの方法については協議するというか、最初から成果配分というもので決めている例もございます。しかし、清里の場合はあまりそれが出ないというところがございますが、今後、利益のところについてもこれから候補者となって選定された場合には、そこも含めて協議していくような形になっていくのかなと思います。

◎委員長 今まではそういうことはなかったということでしょうか。

◎藤本生涯学習部長 今までは成果配分としてプラスになっている部分というところでは、収支としてはなかったのではないかと。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。

もしなければ、次の5番目に移りたいと思います。安全で安定的な施設運営の継続的提供について、この点で質疑をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員 出されている書類のインデックスの9のところに職員配置が出てまいりまして、支配人を始めとしていろいろ書かれております。それで、先ほど事務局の説明の中で、正社員なのか非常勤なのかということで書かれていないので問い合わせをしたところ、正社員が支配人を含めて5人、非常勤については3人だと総括の中で書かれているんですが、一番後ろに人件費の積算表が書いてあるんですけども、非常勤としている調理補助と管理人のもう一人の方が給料の月額が20万円で、常勤の方と非常勤の方が同じ数字になっているんですが、あり得ると思うんですけども、普通は非常勤のほうが安いのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。一応募集要項の中では常時2人は夜もいてくださいということだけで、あと、どういう配置にするかはそれぞれの提案だということで、正規職員が5人の非常勤が3人ということなんですが、給料上は全部正規職員に見えてしまうんですが、指導員を除いては。

◎関生涯学習課長 金額のところですね。確かに報酬としては、非常勤となると、1週間労働時間が変わってくればその分と、技能的な部分もあるかと思います。そういったことも含めての価格だと思いますが、確認をさせていただきたいと思います。

◎委員長 お願いします。それでは、次回までにそれを確認いただくということにいたしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、以上で本件についての質疑を終了いたします。

ここで採点に移りたいと思いますが、事務局から説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、採点につきまして、説明いたします。既に委員の皆様には事前評価をお願いしておりますが、これまでの質疑等を踏まえ評点を変更する場合には、二重線で修正をお願いいたします。

修正が終わった方は回収いたしますので、挙手をお願いいたします。その後、集計のために暫く休憩をお願いしたいと思います。

◎委員長 それでは、採点の修正をお願いしたいと思います。

◎梅原企画政策課長 修正が終わられましたら、回収させていただきます。

◎委員長 それでは、採点いただきましたので、事務局で集計させていただきます。集計が終わるまで休憩としたいと思います。

(集計・休憩)

◎委員長 それでは、集計が終わりましたので、再開したいと思います。

それでは、集計結果について、事務局の報告をお願いしたいと思います。

◎梅原企画政策課長 小金井市立清里山荘指定管理者候補者選定の第1次審査評点票の4人の委員の合計点につきまして、御報告させていただきます。

応募のありましたA者につきましては、合計289点となりました。第1次通過基準は2つございました。1つ目は、総得点が6割以上、つまり合計が240点以上であること。2つ目は、5つの中項目につきまして、それぞれ4割以上ということでございます。こちらの5つの中項目につきましても4割以上をクリアしておりますので、2つの基準両方とも上回りましたことを御報告いたします。

◎委員長 ありがとうございます。事務局から報告をいただきました。今の報告にありましたとおり、応募のあったA者につきましては、第1次審査通過ということで決定したいと思います。御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 よろしいですか。ありがとうございます。異議なしと認めます。本件につきましては、ただいまのとおり決定したいと思います。

次に、第2次審査について協議したいと思います。これにつきましても、担当課から御説明をお願いします。

◎関生涯学習課長 第2次審査について御説明いたします。

プレゼンテーションは前回の本委員会におきまして、補足的説明15分、質疑20分、審査10分の合計45分で行い、パソコンの使用及び追加資料は認めないことと決定しました。しかし、応募がこのたび1者だったことから、当初の予定よりも時間をかけて、十分な質疑や審査を行っていただきたいと考えております。

改めての御提案となりますが、補足的説明15分、質疑30分、審査15分の合計60分でのプレゼンテーションとさせていただきたく、この点についてお諮りいただきたいと思っております。

また、選定方法につきましては、評価項目、配点、通過基準ともに、今の第1次審査と同様とし、候補者からの説明及び質疑を踏まえて、各委員に再度採点していただきたいと思っております。その集計結果が総得点の6割以上、かつ、中項目の4割以上となった場合に、指定管理者の候補者として選定していただきたいと考えております。

以上の、前回と比べた時間の配分等の変更点などについて、お諮りいただきたいと思っております。

◎委員長 担当課の説明が終了しました。それでは、質疑に移りたいと思っておりますが、まず、第

1点目のプレゼンの時間なのですが、60分と変更するという新たな提案がございましたが、この点はいかがでしょう。

◎委員 説明を15分から20分にはいかがでしょうか。審査は10分でいいです。

◎委員長 60分の内訳は変わらないということですね。説明20分、質疑30分、審査10分、そういう提案です。

◎藤本生涯学習部長 これ以外の案件とかはどのぐらいですか。ほかの指定管理だと。

◎梅原企画政策課長 15分のものが多いように思いますが。

◎委員長 ほかが15分であれば15分で合わせるということでもいいと思うんですね。そうすると原案どおりということになりますが、よろしゅうございますか。

◎委員 原案の15分、30分、15分で結構です。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、原案どおりの15分、30分、15分、合計60分の持ち時間ということで決めたいと思います。

次に、選定方法ですが、これは今回の1次審査と同じということで、これもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。では、そのように決定をいたしたいと思います。

次に、次回の委員会の開催日です。日程につきましては、事前に調整いただきまして、今月の23日火曜日の午後1時30分からの開催ということになっております。場所は本日と同じ第一会議室で、議題は「小金井市立清里山荘の指定管理者の候補者の選定について(2次審査)」ということになります。よろしいでしょうか。何か御質疑あればお願いいたします。

◎委員 業者の方はいらっしゃるんですか、次は。

◎関生涯学習課長 そうです。プレゼンテーションをやるという形です。

◎委員 直接プレゼンテーションをやって、それに対して質疑応答ということですか。

◎関生涯学習課長 はい。

◎委員 先ほど次回までに聞いていただけると報告があったと思うんですが、その資料は事前にいただけるんでしょうか、それとも当日になりますでしょうか。向こうの都合もあると思うんですけど。

◎藤本生涯学習部長 当日だと慌ただしくなりますので、基本的には事前にお示ししたいと思います。

◎委員 そうしていただけると助かります。

◎委員長 ほかに御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。これをもって閉会としたいと思います。

(午後8時11分閉会)